

平成二十一年三月十八日

青森県教育委員会第二百八十三回臨時会

期日 平成二十一年三月十八日（水）
場所 教育庁教育委員会室

会議次第

一 開会

二 報告

報告第一号 議案に対する意見について

三 議案

議案第一号 青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則案 5

議案第二号 産業教育手当支給規則及び定時制通信教育手当支給規則の一部を改正する規則案

則案

議案第三号 技能職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則案 13

議案第四号 青森県教育職員免許状に関する規則等の一部を改正する規則案 15

議案第五号 青森県教育職員免許状更新講習の受講に関する規則案 53

四 閉会

報告第一号

議案に対する意見について

知事から意見を求められた左記議案について、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第四条第一項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意したので、ここに報告します。

記

一 平成二十年度青森県一般会計補正予算（第四号）案（教育委員会所管分）

青財第258号

平成21年3月2日

青森県教育委員会

委員長 川村恒儀 殿

青森県知事 三村申吾

議案に対する意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、県議会第257回定例会に提案予定の下記議案について、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 平成20年度青森県一般会計補正予算（第4号）案（教育委員会所管分）

青教政第307号

平成21年3月2日

青森県知事 三村申吾 殿

青森県教育委員会

委員長 川村恒儀

議案に対する意見について

平成21年3月2日付け青財第258号で意見を求められた下記議案については、原案に同意します。

記

- 1 平成20年度青森県一般会計補正予算（第4号）案（教育委員会所管分）

平成20年度2月補正予算（補正第4号）総括表

教育費 項目別内訳

(単位：千円)

科 目	本 年 度 現 計 予 算 額	補 正 予 算 額	補 正 予 算 の 財 源 内 訳				補 正 後 の 予 算 額
			国庫支出金	県 債	そ の 他	一般財源	
1項 教育総務費	6,914,998	△145,377	△38,552		△7,999	△98,836	6,769,621
1 教育委員会費	3,702	△54				△54	3,648
2 事務局費	32,113	2,031	△209			2,240	34,144
3 教育行政費	5,057,787	△26,103			9,284	△35,387	5,031,684
4 教職員人事費	231,737	△951			△1,373	422	230,786
5 教育指導費	412,495	△80,988	△38,343		△15,900	△26,745	331,807
6 総合学校教育センター費	224,115	△9,867				△9,967	214,148
7 恩給及び退職年金費	150,049	△7,998				△7,998	142,051
8 財産管理費	803,000	△21,347				△21,347	781,653
2項 小学校費	54,488,561	△681,045	572			△681,617	53,818,516
3項 中学校費	31,356,439	△572,355	△1,943		△188	△570,254	30,784,084
4項 高等学校費	39,496,554	△497,294	27,888	△380,000	△219,108	73,926	38,999,260
1 高等学校総務費	32,780,115	△40,691			△150,244	109,553	32,739,424
2 高等学校管理費	2,545,746	△116,647	288		△68,864	△48,071	2,429,099
3 教育振興費	638,079		206			△206	638,079
4 学校建設費	3,532,614	△338,956	27,394	△380,000		12,650	3,192,658
5項 特別支援学校費	11,157,126	△223,660	8,295		21,194	△251,149	10,933,466
6項 社会教育費	3,122,975	△156,700	△6,586		△129,647	△20,467	2,966,275
1 社会教育振興費	1,897,409	△11,414	△6,586			△4,828	1,885,995
2 文化財保護費	756,212	△134,678			△129,301	△5,377	621,534
3 図書館費	201,486						201,486
4 郷土館費	89,609	△42			△346	304	89,567
5 少年自然の家費	70,831	△6,963				△6,963	63,868
6 総合社会教育センター費	107,428	△3,603				△3,603	103,825
7項 保健体育費	1,687,743	△24,374	△8,721		131	△15,784	1,663,369
1 保健給食振興費	694,827	△12,425	△8,721			△3,704	682,402
2 体育振興費	992,916	△11,949			131	△12,080	980,967
10款 教育費 A	148,235,386	△2,300,805	△21,047	△380,000	△335,577	△1,594,181	145,934,581
11款 災害復旧費 B		15,990	10,858		3,385	1,946	15,980
教育委員会計 (A+B)	148,235,386	△2,284,815	△10,388	△380,000	△332,192	△1,592,235	145,950,581
県一般会計 C	736,949,534	△22,511,770					714,437,764
(A+B)/C %	20.1%	10.1%					20.4%

※ 上記のほかの10款教育費としては、1項9月学事振興費がある。

学事振興費	5,407,240	△169,833	△4,595			△155,238	5,247,407
10款 教育費 計 D	153,642,626	△2,460,638	△14,983	△380,000	△332,192	△1,717,473	151,181,988
D/C %	20.8%	10.9%					21.2%

議案第一号

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則案

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則（昭和三十二年四月青森県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項の表スポーツ健康課の項中「全国高等学校総合体育大会準備室」を「全国高校総体推進室」に改める。

第四条第九号中「指定統計」を「基幹統計」に改める。

第八条中第十二号を第十三号とし、第六号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 学校財務事務に関すること。

第九条の二第十六号中「全国高等学校総合体育大会準備室」を「全国高校総体推進室」に改める。

第十六条の三（見出しを含む。）中「グループリーダー」を「グループマネージャー」に改める。

第十六条の四の見出し及び同条第一項中「サブリーダー」を「サブマネージャー」に改め、同条第二項中「サブリーダー」を「サブ

マネージャー」に、「グループリーダー」を「グループマネージャー」に改める。

第十六条の六第一項中「全国高等学校総合体育大会準備室」を「全国高校総体推進室」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

提案理由

全国高等学校総合体育大会準備室の名称を変更し、学校施設課の所掌事務に学校財務事務の指導に関することを加えるとともに、グループ制の見直しに伴うグループマネージャー及びサブマネージャーの職の設置等に伴う所要の整備を行うため提案するものである。

新 条 文

旧 条 文

※傍線部分は改正部分

(課、グループ等)
 第三条 (略)
 2 前項に規定するもののほか、次の表の上欄に掲げる課に当該下欄に掲げる室を置く

課 名	室 名
学校教育課	(略)
スポーツ健康課	全国高校総体推進室
文化財保護課	(略)

(各課の所掌事務)

第四条 教育政策課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 八 (略)
- 九 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関する事
- 十 十二 (略)

第八条 学校施設課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 五 (略)
- 六 学校財務事務に関する事
- 七 市町村立学校施設の建築の指導及び助言に関する事
- 八 公立学校施設整備事業費国庫負担事務に関する事
- 九 公立学校の産業教育、理科教育、定時制教育、通信教育、へき地教育及び特別支援教育の施設設備の補助に関する事
- 十 県立高等学校の授業料及び受講料に関する事
- 十一 実習船の管理運営に関する事
- 十二 学校植林の管理に関する事
- 十三 県公舎の建設及び管理に関する事

第九条の二 スポーツ健康課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 五 十五 (略)
- 十六 (略)

(課、グループ等)
 第三条 (略)
 2 前項に規定するもののほか、次の表の上欄に掲げる課に当該下欄に掲げる室を置く。

課 名	室 名
学校教育課	(略)
スポーツ健康課	全国高等学校総合体育大会準備室
文化財保護課	(略)

(各課の所掌事務)

第四条 教育政策課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 八 (略)
- 九 教育に係る調査及び指定統計その他の統計に関する事
- 十 十二 (略)

第八条 学校施設課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 五 (略)
- 六 (新設) 学校財務事務に関する事
- 七 市町村立学校施設の建築の指導及び助言に関する事
- 八 公立学校施設整備事業費国庫負担事務に関する事
- 九 公立学校の産業教育、理科教育、定時制教育、通信教育、へき地教育及び特別支援教育の施設設備の補助に関する事
- 十 県立高等学校の授業料及び受講料に関する事
- 十一 実習船の管理運営に関する事
- 十二 学校植林の管理に関する事
- 十三 県公舎の建設及び管理に関する事

第九条の二 スポーツ健康課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 五 十五 (略)
- 十六 (略)

(グループマネージャー)

第十六条の三 グループにグループマネージャーを置く。

2 グループマネージャーは、上司の命を受け、グループの事務を処理する。

(サブマネージャー)

第十六条の四 グループに必要なサブマネージャーを置く。

2 サブマネージャーは、上司の命を受け、グループマネージャーの補助的事務に従事し、グループの事務を整理する。

(課内室の室長)

第十六条の六 学校教育課特別支援教育推進室、スポーツ健康課全国高校総体推進室及び文化財保護課三内丸山遺跡保存活用推進室に室長を置く。

2 (略)

(グループリーダー)

第十六条の三 グループにグループリーダーを置く。

2 グループリーダーは、上司の命を受け、グループの事務を処理する。

(サブリーダー)

第十六条の四 グループに必要なサブリーダーを置く。

2 サブリーダーは、上司の命を受け、グループリーダーの補助的事務に従事し、グループの事務を整理する。

(課内室の室長)

第十六条の六 学校教育課特別支援教育推進室、スポーツ健康課全国高等学校総合体育大会準備室及び文化財保護課三内丸山遺跡保存活用推進室に室長を置く。

2 (略)

議案第二号

産業教育手当支給規則及び定時制通信教育手当支給規則の一部を改正する規則

産業教育手当支給規則及び定時制通信教育手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

（産業教育手当支給規則の一部改正）

第一条 産業教育手当支給規則（昭和三十三年一月青森県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「給料月額に百分の十を乗じて得た額」を「一万二千六百円（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあつては、この額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年七月青森県条例第十六号）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員にあつては、この額に職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月青森県条例第五号）第十七条（同条例第二十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた職員の勤務時間、休暇等に関する条例第二条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。」に、「の産業教育手当の月額はその者の給料月額に百分の六を乗じて得た額とする」を「には支給しない」に改める。

第二条中「教頭、」を削る。

(定時制通信教育手当支給規則の一部改正)

第二条 定時制通信教育手当支給規則(昭和三十五年十一月青森県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(支給額)

第二条 定時制通信教育手当の月額額は、一万二千六百円(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあつては、この額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年七月青森県条例第十六号)第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間と同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員にあつては、この額に職員の育児休業等に関する条例(平成四年三月青森県条例第五号)第十七条(同条例第二十二條において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた職員の勤務時間、休暇等に関する条例第二條第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

提案理由

職員の諸手当の見直しに伴う所要の整備を行うため提案するものである。

○ 産業教育手当支給規則（昭和三十三年一月青森県教育委員会規則第一号）新旧対照表

※傍線部分は改正部分

改 正 案	現 行
<p>(支給額)</p> <p>第一条 産業教育手当の月額は、<u>一万二千六百円</u>（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十八条</u>の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあつては、この額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年七月青森県条例第十六号）<u>第二条</u>第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）<u>第十一条</u>第一項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第一百七条の規定による短時間勤務をしている職員にあつては、この額に職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月青森県条例第五号）<u>第十七条</u>（同条例第二十二條において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた職員の勤務時間、休暇等に関する条例<u>第二条</u>第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一元未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。ただし、職員の給与に関する条例（昭和二十六年七月青森県条例第三十七号、以下「条例」という。）<u>第十九条</u>の八第一項の規定により定時制通信教育手当を受ける者には支給しない。</p>	<p>(支給額)</p> <p>第一条 産業教育手当の月額は、給料月額に百分の十を乗じて得た額とする。ただし、職員の給与に関する条例（昭和二十六年七月青森県条例第三十七号、以下「条例」という。）<u>第十九条</u>の八第一項の規定により定時制通信教育手当を受ける者の産業教育手当の月額は、その者の給料月額に百分の六を乗じて得た額とする。</p>

(支給範囲)

第二条 教員（条例第十九条の七第一項に規定する教諭、助教諭又は講師をいう。）の産業教育手当は、次の各号の一に該当する者には支給しない。

一・二(略)

(支給範囲)

第二条 教員（条例第十九条の七第一項に規定する教頭、教諭、助教諭又は講師をいう。）の産業教育手当は、次の各号の一に該当する者には支給しない。

一・二(略)

○ 定時制通信教育手当支給規則（昭和三十五年十一月青森県教育委員会規則第七号）新旧対照表

※傍線部分は改正部分

改 正 案	現 行
<p>(支給額)</p> <p>第二条 定時制通信教育手当の月額は、一万二千六百円（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第二項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあつては、この額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年七月青森県条例第十六号）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号）第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員にあつては、この額に職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月青森県条例第五号）第十七条（同条例第二十二條において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた職員の勤務時間、休暇等に関する条例第二条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一元未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。</p>	<p>(管理職手当を受ける者の定時制通信教育手当)</p> <p>第二条 条例第十九条の八第一項の規定により、管理職手当を受ける校長、教頭及び分校主事である教諭に支給する定時制通信教育手当については、任命権者の定める割合は、それぞれ百分の八とする。</p>

議案第三号

技能職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則案

技能職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

技能職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則

の技能職員等の給与に関する規則（昭和五十五年三月青森県教育委員会規則第四号）

の一部を次のように改正する。

第二条第一項ただし書を削り、同条第二項中「本務として夜間における定時制の課

程の勤務」を「青森県立八戸水産高等学校の実習船による漁業実習」に、「学校職員

の特殊勤務手当（昭和二十七年六月青森県人事委員会規則七一〇）第二条第八号の

適用を受ける職員の例」を「教育委員会が別に定めるところ」に改める。

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。



提案理由

技能職員等の給与の見直しに伴う所要の整備を行うため提案するものである。

○ 技能職員等の給与に関する規則 新旧対照表

※傍線部分は改正部分

改 正 案	現 行
<p>(給与)</p> <p>第二条 技能職員等の給与については、技能職員等の給与に関する規程（昭和三十六年一月青森県訓令甲第一号）の適用を受ける職員の例による</p> <p>2 前項に定めるもののほか、<u>青森県立八戸水産高等学校の実習船による漁業実習に従事する技能職員等には、教育委員会が別に定めるところにより、特殊勤務手当を支給する。</u></p>	<p>(給与)</p> <p>第二条 技能職員等の給与については、技能職員等の給与に関する規程（昭和三十六年一月青森県訓令甲第一号）の適用を受ける職員の例による。 ただし、<u>特別支援学校に勤務する技能職員等の給料の調整額に係る調整数は一とする。</u></p> <p>2 前項に定めるもののほか、<u>本務として夜間における定時制の課程の勤務に従事する技能職員等には、学校職員の特殊勤務手当（昭和二十七年六月青森県人事委員会規則七一〇）第二条第八号の適用を受ける職員</u>の例により、特殊勤務手当を支給する。</p>

議案第四号

青森県教育職員免許状に関する規則等の一部を改正する規則案

青森県教育職員免許状に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

青森県教育職員免許状に関する規則等の一部を改正する規則

(青森県教育職員免許状に関する規則の一部改正)

第一条 青森県教育職員免許状に関する規則(昭和四十三年八月青森県教育委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「削除」を「有効期間の更新等の申請(第二十条と第二十四条)」に、「第二十一条と第二十六条」を「第二十五条と第二十九条」に改める。

第一条中「授与権者」を「教育委員会」に、「授与等」を「授与、有効期間の更新等」に改める。

第二条の表中

教育職員免許法施行令(昭和二十四年政令第三百三十八号)	施行令
教育職員免許法施行規則(昭和二十九年文部省令第二十六号)	免許法施行規則

を

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十八号)	平成十九年改正法
教育職員免許法施行規則(昭和二十九年文部省令第二十六号)	免許法施行規則
教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成二十年文部科学省令第九号)	平成二十年改正免許法施行規則

に改める。

第三条第一項中「同法」の下に「第五条第一項、」を、「第十六条の二」の下に「第一項若しくは第二項」を加え、「授与権者」を「教育委員会」に改め、同項ただし書を削り、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、第四号を第三号とし、同項第五号中「第二の二」の下に「又は同法第五条第二項」を加え、「及び単位修得証明書」を「又は学力に関する証明書」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号中「

第十六条の二の下に「第一項又は第二項」を加え、同号を同項第五号とし、同項第七号を同項第六号とし、同項第八号を同項第七号とし、同項第九号中「第五号」を「第四号」に、「第七号」を「第六号」に、「第八号」を「第七号」に改め、同号を同項第八号とし、同条に次の一項を加える。

3 第一項に掲げる書類のほか、免許法第五条第二項若しくは第十六条の二第二項又は免許法附則第八項のただし書若しくは第十二項のただし書の規定による場合は、免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書を添えなければならない。

第三条の二中「第五号」を「第四号」に、「授与権者」を「教育委員会」に改める。
第四条中「前条」を「第三条」に、「第四号」を「第三号」に、「授与権者」を「教育委員会」に改める。

第五条中「第五条第一項」の下に「又は第六条第四項」を加え、「第四号」を「第三号」に、「授与権者」を「教育委員会」に、「第十号」を「第十一号」に改め、同条第六号中「授与証明書」を「写し」に、「写し」を「授与証明書」に改め、同条第七号を次のように改める。

七 学力に関する証明書

第五条に次の一号を加える。

十一 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書

第五条の二中「第四号」を「第三号」に、「授与権者」を「教育委員会」に改め、同条ただし書を削り、同条第四号を次のように改める。

四 学力に関する証明書

第六条中「第四号まで」を「第三号まで」に、「授与権者」を「教育委員会」に、「及び第五号」を「から第六号まで」に改め、同条に次の一号を加える。

六 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書

第七条中「第五条第二項」を「第五条第三項」に、「第四号」を「第三号」に、「授与権者」を「教育委員会」に改め、同条第四号中「第十七号様式」を「第二十三号様式」に改める。

第八条第一項中「第五条第五項」を「第五条第六項」に、「第四号まで」を「第三号まで」に、「授与権者」を「教育委員会」に改める。

第八条の二中「第四号」を「第三号」に、「授与権者」を「教育委員会」に改める。

第九条中「前条」を「第八条」に改める。
第十条第一項中「第四号」を「第三号」に、「授与権者」を「教育委員会」に、「及び第三号」を「から第四号まで」に改め、同項に次の一号を加える。

四 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書
第十条第二項中「第四号」を「第三号」に、「授与権者」を「教育委員会」に、「第九号」を「第十号」

に改め、同項第四号中「授与証明書」を「写し」に、「写し」を「授与証明書」に改め、同項第五号を次のように改める。

五 学力に関する証明書

第十条第二項に次の一号を加える。

十 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書

第十一条中「第四号」を「第三号」に、「授与権者」を「教育委員会」に改め、同条第三号中「授与証明書」を「写し」に、「写し」を「授与証明書」に改める。

第十二条第一項中「第四号」を「第三号」に、「授与権者」を「教育委員会」に改める。

第十三条中「授与権者」を「教育委員会」に改める。

第十八条中「及び第三項」を「第三項及び第四項」に改める。

第十九条中「及び第三項」を「第三項及び第四項」に改め、「胸囲」を削る。

第二十六条中「第六十五条の八」を「第六十五条の十一」に、「第十八号様式」を「第二十四号様式」に改め、同条を第二十九条とする。

第二十五条第一項中「授与権者」を「教育委員会」に、「第十五号様式」を「第二十一号様式」に改め、

同条第二項中「第十六号様式」を「第二十二号様式」に改め、同条を第二十八条とする。

第二十四条中「第十四号様式」を「第二十号様式」に改め、同条を第二十七条とする。

第二十二條及び第二十三條を削る。

第二十一条第一項中「第十号様式」を「第十七号様式」に、「授与権者」を「教育委員会」に改め、同条第二項中「第十一号様式」を「第十八号様式」に改め、同条を第二十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

(有効期間更新証明書等の再発行の申請)

第二十六条 施行規則第六十一条の十又は平成二十年改正免許法施行規則附則第十五条の証明書の再発行を受けようとする者は、有効期間更新証明書等再発行申請書(第十九号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

第五章を次のように改める。

第五章 有効期間の更新等の申請

(有効期間の更新の申請)

第二十条 免許法第九条の二第一項の規定により、免許状の有効期間の更新を受けようとする者は、有効期間更新申請書(第十号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。ただし、第三号に掲げる書類は、必要ある者に限る。

- 一 免許状の写し、免許状の授与証明書、有効期間更新証明書又は有効期間延長証明書

二 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書

三 戸籍抄本

2 免許法第九条の二第一項の規定により、免許状更新講習の受講をしないで免許状の有効期間の更新を受けようとする者は、免許状更新講習受講免除による有効期間更新申請書（第十一号様式）に前項第一号及び第三号に掲げる書類のほか、青森県教育職員免許状更新講習の受講に関する規則（平成二十一年青森県教育委員会規則第六号。以下「更新講習受講規則」という。）第五条に定める表彰等を受けた者にあつては、その表彰状の写し等を添えて、教育委員会に提出しなければならない。ただし、前項第三号に掲げる書類は、必要ある者に限る。

（有効期間の延長の申請）

第二十一条 免許法第九条の二第五項の規定により、免許状の有効期間の延長を受けようとする者は、有効期間延長申請書（第十二号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。ただし、第三号に掲げる書類は、必要ある者に限る。

一 免許状の写し、免許状授与証明書、有効期間更新証明書又は有効期間延長証明書

二 免許状の有効期間満了日までに免許状更新講習の課程を修了することが困難な事由があることを証する書類

三 戸籍抄本

（更新講習修了確認の申請）

第二十二条 平成十九年改正法附則第二条第二項の規定により、更新講習修了確認を受けようとする者は、更新講習修了確認申請書（第十三号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。ただし、第三号に掲げる書類は、必要ある者に限る。

一 免許状の写し、免許状の授与証明書、更新講習修了確認証明書、平成十九年改正法附則第二条第三項

第三号の確認証明書、修了確認期限延期証明書又は免許状更新講習免除証明書

二 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書

三 戸籍抄本

2 平成十九年改正法附則第二条第三項第三号の規定により、免許状更新講習の課程を修了した後二年二月の期間内にあることについての確認を受けようとする者は、修了確認期限経過後の免許状更新講習修了確認申請書（第十四号様式）に前項第一号から第三号までに掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。ただし、前項第三号に掲げる書類は、必要ある者に限る。

（修了確認期限の延期の申請）

第二十三条 平成十九年改正法附則第二条第四項の規定により、修了確認期限の延期を受けようとする者は、修了確認期限延期申請書（第十五号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しな

ればならない。ただし、第三号に掲げる書類は、必要ある者に限る。

一 免許状の写し、免許状の授与証明書、更新講習修了確認証明書、平成十九年改正法附則第二条第三項第三号の確認証明書、修了確認期限延期証明書又は免許状更新講習免除証明書

二 修了確認期限までに免許状更新講習の課程を修了することが困難な事由があることを証する書類

三 戸籍抄本
(更新講習受講免除の認定の申請)

第二十四条 平成十九年改正法附則第二条第五項の規定により、免許状更新講習受講免除の認定を受けようとする者は、免許状更新講習受講免除認定申請書(第十六号様式)に第二十二条第一項第一号及び第三号に掲げる書類のほか、更新講習受講規則第五条に定める表彰等を受けた者にあつては、その表彰状の写し等を添えて、教育委員会に提出しなければならない。ただし、同項第三号に掲げる書類は、必要ある者に限る。

※ 様一 申請書 中 「青森県教育委員会 殿」 以て 「生年月日 年 月 日」
「生年月日 年 月 日」

※ 電話番号 「教育職員免許状を授与していただきたいので」 又 「教育職員免許状の授与について」 以てお尋ね。

※ 様二 申請書 中 「青森県教育委員会 殿」 以て 「生年月日 年 月 日」
「生年月日 年 月 日」

※ 電話番号 「教育職員免許状を交付していただきたいので」 又 「教育職員免許状の交付について」 以てお尋ね。

※ 様三 申請書 中 「青森県教育委員会 殿」 以て 「生年月日 年 月 日」
「生年月日 年 月 日」

※ 電話番号 「教育職員免許状を [書換] していただきたいので」 又 「教育職員免許状の [書換] 再交付について」 以てお尋ね。

第八号様式中

体 重	k g
胸 囲	c m

「 体 重 k g 以てお尋ね。」

第九号様式中「青森県教育委員会殿」を「青森県教育委員会 殿」に、「第5条第1項第4号」を「第5条第1項第3号」として次のように加える。

3 成年後見人又は被保佐人

第十八号様式中「(第26条関係)」を「(第29条関係)」とし、「青森県教育委員会 殿」を「青森県教育委員会 殿」を「第65条の8」を「第65条の11」とし、同様式を第二十号様式に、特別免許状を授与くださるよう」を「下記の特免状の授与について」とし、同様式を第二十号様式とする。

第十六号様式中「(第25条関係)」を「(第28条関係)」とし、同様式を第二十号様式とする。
 第十五号様式中「(第25条関係)」を「(第28条関係)」とし、「青森県教育委員会 殿」を「青森県教育委員会 殿」とし、「下記のとおり許可くださるよう」を「下記の教科外の教授担任許可について」とし、同様式を第二十号様式とする。

第十四号様式中「(第24条関係)」を「(第27条関係)」に改め、**制印** を削り、同様式を第二十号様式とする。

第十二号様式及び第十三号様式を削る。
 第十一号様式中「(第21条関係)」を「(第25条関係)」とし、

種	類	
番	号	
教	科	
特別	領域	
(授与・交付) 年月日		
授	与	条
与	件	

を

免許状種類	
教 特別支援教育領域	
免許状番号	
(授与・交付)年月日	
追加した特別支援教育 領域及び追加年月日	特別支援教育領域
	追加年月日
授与条件	
有効期限	

とし、同様式の次に次の二様式を加える。

に改め、同様式を第十八号様式

有効期間更新証明書等再発行申請書

青森県教育委員会 殿

年 月 日

(ふりがな) 氏名	生年月日	年 月 日
勤務(予定)校・機関	職名	
現住所	電話番号	本籍地

下記の証明書の再発行について申請します。

記

1 再発行を申請する証明書（該当する証明書を○印で囲んでください。）

(1) 有効期間更新証明書

(2) 有効期間延長証明書

(3) 更新講習修了確認証明書

(4) 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）
附則第2条第3項第3号の確認証明書

(5) 修了確認期限延期証明書

(6) 免許状更新講習免除証明書

2 破損又は紛失した証明書の発行年月日 年 月 日

3 申請の理由

4 所有する免許状

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

5 免許状の有効期間の末日又は修了確認期限 年 月 日

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

紙十の様式甲「(第21条関係)」および「(第25条関係)」並びに「青森県教育委員会」および「青森県教育委員会」並びに「生年月日 年 月 日」および「生年月日 年 月 日」並びに「教育職員免許電話番号 _____」

状の [授与] 証明書を交付くださるよう」および「教育職員免許状 [授与] 証明書の交付について」並びに

授与 交付	年月日	授与権者
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

授与 交付	年月日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日

に改め、同様式を第十七号様式とし、同様式の前

に次の七様式を加える。

有効期間更新申請書

青森県教育委員会 殿

年 月 日

(ふりがな) 氏 名	◎	生年月日	年 月 日
勤務（予定）校・機関		職 名	
現住所		電話番号	本籍地

私は免許状の有効期間の更新について、関係書類を添えて申請します。

記

1 所持する免許状

種 類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

2 修了又は履修した免許状更新講習

事 項	開設者	修了（履修）年月日	対象免許種
教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		年 月 日	
教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項		年 月 日	教・養・栄
		年 月 日	教・養・栄
		年 月 日	教・養・栄

注1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 「対象免許種」には、教諭（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教諭）に対応する講習であれば「教」、養護教諭免許状に対応する講習であれば「養」、栄養教諭免許状に対応する講習であれば「栄」に○印を記入（複数に○印を記載することも可能）すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

免許状更新講習受講免除による有効期間更新申請書

青森県教育委員会 殿

年 月 日

(ふりがな) 氏名	生年月日	年 月 日
勤務（予定）校・機関	職名	
現住所	電話番号	本籍地

私は免許状更新講習の受講免除による免許状の有効期間の更新について、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 免除事由
- 2 所持する免許状

種 類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

[証明者記入欄]

上記の者は、教育職員免許法施行規則第61条の4に規定する者に該当することを証明する。

年 月 日

証 明 者 印

- 注1 申請者が氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

有効期間延長申請書

青森県教育委員会 殿

年 月 日

(ふりがな) 氏 名	生年月日	年 月 日
勤務校・機関	職 名	
現住所	電話番号	本籍地

私は免許状の有効期間の 年 月 日までの延長について、関係書類を添えて申請します。

記

1 延長事由

(年 月 日～ 年 月 日)

2 所持する免許状

種 類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

3 延長前の有効期間 年 月 日

〔証明者記入欄〕

上記の者は、教育職員免許法施行規則第61条の5に規定する事由に該当することを証明する。

年 月 日

証 明 者 印

注1 申請者が氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

更新講習修了確認申請書

青森県教育委員会 殿

年 月 日

(ふりがな) 氏 名	生年月日	年 月 日
勤務（予定）校・機関	職 名	
現住所	電話番号	本籍地

私は免許状更新講習の課程を修了したことの確認について、関係書類を添えて申請します。

1 所持する免許状

種 類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

2 修了又は履修した免許状更新講習

事 項	開設者	修了（履修）年月日	対象免許種
教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		年 月 日	
教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項		年 月 日	教・養・栄
		年 月 日	教・養・栄
		年 月 日	教・養・栄

注1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 「対象免許種」には、教諭（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教諭）に対応する講習であれば「教」、養護教諭免許状に対応する講習であれば「養」、栄養教諭免許状に対応する講習であれば「栄」に○印を記入（複数に○印を記載することも可能）すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

修了確認期限経過後の免許状更新講習修了確認申請書

青森県教育委員会 殿

年 月 日

(ふりがな) 氏名	生年月日	年 月 日
勤務(予定)校・機関		
現住所	電話番号	本籍地

私は免許状更新講習の課程を修了してから2年2月の期間内にあることの確認について、関係書類を添えて申請します。

記

1 所持する免許状

種 類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

2 修了又は履修した免許状更新講習

事 項	開設者	修了(履修)年月日
教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		年 月 日
教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項		年 月 日 年 月 日 年 月 日

注1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

修了確認期限延期申請書

青森県教育委員会 殿

年 月 日

(ふりがな) 氏名	Ⓜ	生年月日	年 月 日
勤務校・機関		職名	
現住所		電話番号	本籍地

私は修了確認期限の 年 月 日までの延期について、関係書類を添えて申請します。
記

1 延期事由

(年 月 日～ 年 月 日)

2 所持する免許状

種 類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

3 延期前の修了確認期限 年 月 日

[証明者記入欄]

上記の者は、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第7条第1項に規定する事由に該当することを証明する。

年 月 日

証 明 者 印

注1 申請者が氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

免許状更新講習受講免除認定申請書

青森県教育委員会 殿

年 月 日

(ふりがな) 氏 名	◎	生年月日	年 月 日
勤務校・機関		職 名	
現住所		電話番号	本籍地

私は免許状更新講習受講免除の認定について、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 免除事由
- 2 所有する免許状

種 類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載 の氏名	免許状に記載 の本籍地

〔証明者記入欄〕

上記の者は、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号）
附則第10条第1項に規定する者に該当する。

年 月 日

証 明 者 印

- 注1 申請者が氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

(青森県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 青森県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則(平成十七年三月青森県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「盲学校特殊教科」を「特別支援学校自立教科」に、「教育職員免許状授与願」を「教育職員免許状授与申請書」に、「第四号」を「第三号」に、「授与証明書」を「写し」に、「写し」を「授与証明書」に、「授与権者」を「教育委員会」に改め、附則第三項中「盲学校特殊教科」を「特別支援学校自立教科」に、「教育職員免許状授与願」を「教育職員免許状授与申請書」に、「授与権者」を「教育委員会」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の様式により調製した用紙で現に残っているものは、当分の間、これを使用することができる。

提案理由

平成二十一年四月からの教員免許更新制の導入に伴う免許状の有効期間の更新等の申請手続に関し必要な事項を定めるとともに、その他所要の整備を行うため提案するものである。

青森県教育職員免許状に関する規則新旧対照表

改正後

目次

- 第一章～第四章 (略)
 第五章 有効期間の更新等の申請(第二十条～第二十四条)
 第六章 雑則(第二十五条～第二十九条)
 附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この規則は、青森県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行う教育職員の免許状(以下「免許状」という。)の授与、有効期間の更新等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(関係法令の略称)

第二条 (略)

法令の名称	略称
教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百十七号)	免許法
教育職員免許法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第五十八号)	改正法
教育職員免許法施行法(昭和二十四年法律第四百十八号)	施行法
教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十八号)	平成十九年改正法
教育職員免許法施行規則(昭和二十九年文部省令第二十六号)	免許法施行規則

現行

目次

- 第一章～第四章 (略)
 第五章 削除
 第六章 雑則(第二十一条～第二十六条)
 附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この規則は、青森県教育委員会(以下「授与権者」という。)が行う教育職員の免許状(以下「免許状」という。)の授与等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(関係法令の略称)

第二条 (略)

法令の名称	略称
教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百十七号)	免許法
教育職員免許法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第五十八号)	改正法
教育職員免許法施行法(昭和二十四年法律第四百十八号)	施行法
教育職員免許法施行令(昭和二十四年政令第三百三十八号)	施行令
教育職員免許法施行規則(昭和二十九年文部省令第二十六号)	免許法施行規則

(傍線の部分は改正部分)

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年文部科学省令第九号）	平成二十年改正 免許法施行規則
教育職員免許法施行法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十七号）	施行法施行規則

第二章 免許状授与等の申請

（普通免許状授与の申請）

第三條 免許法別表第一、第二若しくは第二の二、同法第五條第一項、第十六條の二第一項若しくは第二項又は免許法附則第八項若しくは第十二項の規定により、普通免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与申請書（第一号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

一 履歴書（第四号様式）

- 二 宣誓書（第九号様式）
- 三 戸籍抄本（外国人にあつては、市区町村長の発行する外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）による登録済証明書。以下同じ。）
- 四 免許法別表第一、第二若しくは第二の二又は同法第五條第二項による場合は、基礎資格の証明書又は学力に関する証明書
- 五 免許法第十六條の二第一項又は第二項の規定による場合は、教員資格認定試験の合格証明書
- 六 免許法附則第八項の規定による場合は、旧国立工業教員養成所の卒業証明書
- 七 免許法附則第十二項の規定による場合は、旧国立養護教諭養成所の卒業証明書
- 八 免許法第五條第一項第二号本文の規定に該当しない者若しくは同号ただし書に規定する文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認められた者又は免許法附則第三項の規定の適用を受ける者であることを証する書面（第四号の基礎資格の証明書又は第六号若しくは第七号の卒業証明書により、これらの資格を証明することができる場合を除く。）

教育職員免許法施行法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十七号）	施行法施行規則
---------------------------------	---------

（普通免許状授与の申請）

第三條 免許法別表第一、第二若しくは第二の二、同法第十六條の二又は免許法附則第八項若しくは第十二項の規定により、普通免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与申請書（第一号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、授与権者に提出しなければならない。ただし、第五号に掲げる単位修得証明書は、必要ある者に限る。

一 履歴書（第四号様式）

- 二 身元証明書
- 三 宣誓書（第九号様式）
- 四 戸籍抄本（外国人にあつては、市区町村長の発行する外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）による登録済証明書。以下同じ。）
- 五 免許法別表第一、第二若しくは第二の二による場合は、基礎資格の証明書及び単位修得証明書
- 六 免許法第十六條の二の規定による場合は、教員資格認定試験の合格証明書
- 七 免許法附則第八項の規定による場合は、旧国立工業教員養成所の卒業証明書
- 八 免許法附則第十二項の規定による場合は、旧国立養護教諭養成所の卒業証明書
- 九 免許法第五條第一項第二号本文の規定に該当しない者若しくは同号ただし書に規定する文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認められた者又は免許法附則第三項の規定の適用を受ける者であることを証する書面（第五号の基礎資格の証明書又は第七号若しくは第八号の卒業証明書により、これらの資格を証明することができる場合を除く。）

2 (略)

3 第二項に掲げる書類のほか、免許法第五条第二項若しくは第十六条の二第二項又は免許法附則第八項のただし書若しくは第十二項のただし書の規定による場合は、免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書を添えなければならない。

(特別支援学校教諭免許状に係る新教育領域の追加の申請)

第三条の二 免許法第五条の二第三項の規定により新教育領域の追加の定めを受けようとする者は、教育職員免許状授与申請書に、第三条第一項第一号から第四号までに掲げる書類のほか、免許状を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

第四条 教育職員免許法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百二十二号)附則第六項の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与申請書に、第三条第一項第一号から第四号までに掲げる書類のほか、同法附則第六項に規定する中学校教諭免許状及びその写し並びに同項に規定する文部科学省令で定める技術の教科に関する講習の修了証明書を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

(検定による普通免許状授与の申請)

第五条 免許法第五条第一項又は第六条第四項に規定する教育職員検定により普通免許状の授与を受けようとする者で、免許法別表第三から第八まで又は免許法附則第五項、第九項若しくは第十八項の規定によるものは、教育職員免許状授与申請書に、第三条第一項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。ただし、第三号から第十一号までに掲げる書類は、必要ある者に限る。

- 一 五 (略)
- 六 有することを必要とする免許状の写し又は免許状の授与証明書
- 七 学力に関する証明書
- 八 十 (略)
- 十一 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書

2 (略)

(新設)

(特別支援学校教諭免許状に係る新教育領域の追加の申請)

第三条の二 免許法第五条の二第三項の規定により新教育領域の追加の定めを受けようとする者は、教育職員免許状授与申請書に、第三条第一項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、免許状を添えて、授与権者に提出しなければならない。

第四条 教育職員免許法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百二十二号)附則第六項の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与申請書に、前条第一項第一号から第四号までに掲げる書類のほか、同法附則第六項に規定する中学校教諭免許状及びその写し並びに同項に規定する文部科学省令で定める技術の教科に関する講習の修了証明書を添えて、授与権者に提出しなければならない。

(検定による普通免許状授与の申請)

第五条 免許法第五条第一項に規定する教育職員検定により普通免許状の授与を受けようとする者で、免許法別表第三から第八まで又は免許法附則第五項、第九項若しくは第十八項の規定によるものは、教育職員免許状授与申請書に、第三条第一項第一号から第四号までに掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を添えて、授与権者に提出しなければならない。ただし、第三号から第十号までに掲げる書類は、必要ある者に限る。

- 一 五 (略)
- 六 有することを必要とする免許状の授与証明書又は免許状の写し
- 七 単位修得証明書
- 八 十 (略)

第五条の二 免許法第五条の二第三項に規定する教育職員検定により新
教育領域の追加の定めを受けようとする者は、教育職員免許状授与申
請書に、第三条第一項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、次
の各号に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

- 一 三 (略)
- 四 学力に関する証明書
- 五 (略)

第六条 免許法第五条第一項に規定する教育職員検定により普通免許状
の授与を受けようとする者で、施行法第二条の規定によるものは、教
育職員免許状授与申請書に、第三条第一項第一号から第三号までに掲
げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出
しなければならない。ただし、第四号から第六号までに掲げる書類は、
必要ある者に限る。

- 一 五 (略)
- 六 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書

(特別免許状授与の申請)
第七条 免許法第五条第三項の規定により特別免許状の授与を受けよう
とする者は、教育職員免許状授与申請書に、第三条第一項第一号から
第三号までに掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を添えて、教
育委員会に提出しなければならない。

- 一 二 (略)
- 四 教育職員に任命又は雇用しようとする者の推薦書(第二十三号様
式)

(検定による臨時免許状授与の申請)
第八条 免許法第五条第六項又は施行法第二条の規定により臨時免許状
の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与申請書に、第三条
第一項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、次の各号に掲げる
書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。ただし、第四号
から第七号までに掲げる書類は、必要ある者に限る。

- 一 七 (略)

第五条の二 免許法第五条の二第三項に規定する教育職員検定により新
教育領域の追加の定めを受けようとする者は、教育職員免許状授与申
請書に、第三条第一項第一号から第四号までに掲げる書類のほか、次
の各号に掲げる書類を添えて、授与権者に提出しなければならない。
ただし、第五号に掲げる書類は、必要ある者に限る。

- 一 三 (略)
- 四 単位修得証明書
- 五 (略)

第六条 免許法第五条第一項に規定する教育職員検定により普通免許状
の授与を受けようとする者で、施行法第二条の規定によるものは、教
育職員免許状授与申請書に、第三条第一項第一号から第四号までに掲
げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を添えて、授与権者に提出し
なければならない。ただし、第四号及び第五号に掲げる書類は、必要
ある者に限る。

- 一 五 (略)
- (新設)

(特別免許状授与の申請)
第七条 免許法第五条第二項の規定により特別免許状の授与を受けよう
とする者は、教育職員免許状授与申請書に、第三条第一項第一号から
第四号までに掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を添えて、授
与権者に提出しなければならない。

- 一 三 (略)
- 四 教育職員に任命又は雇用しようとする者の推薦書(第十七号様式)

(検定による臨時免許状授与の申請)
第八条 免許法第五条第五項又は施行法第二条の規定により臨時免許状
の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与申請書に、第三条
第一項第一号から第四号までに掲げる書類のほか、次の各号に掲げる
書類を添えて授与権者に提出しなければならない。ただし、第四号か
ら第七号までに掲げる書類は、必要ある者に限る。

- 一 七 (略)

2 (略)

第八条の二 臨時免許状の授与を受けた者で、免許法第五条の二第三項に規定する教育職員検定により新教育領域の追加の定めを受けようとする者は、教育職員免許状授与申請書に、第三条第一項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

一 三 (略)

第九条 第六条に規定する普通免許状の授与を受けようとする者及び第八条に規定する施行法第二条の規定により臨時免許状の授与を受けようとする者が免許状の授与を受けることができる教科は、別表第一に定めるところによる。

(特別支援学校自立教科の免許状授与の申請)
第十条 免許法施行規則第六十四条第一項の規定により特別支援学校自立教科教諭の普通免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与申請書に、第三条第一項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。ただし、第二号から第四号までに掲げる書類は、必要ある者に限る。

一 三 (略)

四 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書
2 免許法施行規則第六十四条第一項又は第六十五条に規定する教育職員検定により特別支援学校自立教科教諭の普通免許状又は助教諭の臨時免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与申請書に、第三条第一項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。ただし、第三号から第十号までに掲げる書類は、必要ある者に限る。

一 三 (略)
四 有することを必要とする免許状の写し又は免許状の授与証明書
五 学力に関する証明書
六 九 (略)
十 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書

2 (略)

第八条の二 臨時免許状の授与を受けた者で、免許法第五条の二第三項に規定する教育職員検定により新教育領域の追加の定めを受けようとする者は、教育職員免許状授与申請書に、第三条第一項第一号から第四号までに掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を添えて、授与権者に提出しなければならない。

一 三 (略)

第九条 第六条に規定する普通免許状の授与を受けようとする者及び前条に規定する施行法第二条の規定により臨時免許状の授与を受けようとする者が免許状の授与を受けることができる教科は、別表第一に定めるところによる。

(特別支援学校自立教科の免許状授与の申請)
第十条 免許法施行規則第六十四条第一項の規定により特別支援学校自立教科教諭の普通免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与申請書に、第三条第一項第一号から第四号までに掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を添えて、授与権者に提出しなければならない。ただし、第二号及び第三号に掲げる書類は、必要ある者に限る。

一 三 (略)

(新設)
四 有することを必要とする免許状の授与証明書又は免許状の写し
五 単位修得証明書
六 九 (略)

(外国において授与された免許状を有する者等の免許状授与の申請)
 第十一条 免許法第十八条の規定により免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与申請書に、第三条第一項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。ただし、第三号から第五号までに掲げる書類は、必要ある者に限る。

- 一・二 (略)
- 三 外国において授与された免許状を有する者は、その免許状の写し又はその免許状の授与証明書
- 四・五 (略)

(旧令による教員免許状を有する者の免許状交付の申請)
 第十二条 施行法第一条第三項の規定により免許状の交付を受けようとする者は、教育職員免許状交付申請書(第二号様式)に、第三条第一項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、旧令による教員免許状及びその写しを添えて、教育委員会に提出しなければならない。

- 2・3 (略)

(書換又は再交付の申請)
 第十三条 免許法第十五条の規定により免許状の書換又は再交付を受けようとする者は、教育職員免許状書換又は再交付申請書(第三号様式)に、書換の場合にあつては戸籍抄本及び免許状を、再交付の場合にあつては戸籍抄本及び免許状(紛失した場合を除く。)を添えて教育委員会に提出しなければならない。

第四章 人物及び身体の検定

(人物の検定)

第十八条 免許法第六条第一項、第三項及び第四項に規定する人物の検定は、受検者の性格、指導力、研究心、信頼性、協調性等について行う。

(身体の検定)

第十九条 免許法第六条第一項、第三項及び第四項に規定する身体の検定は、受検者の身長、体重、視力、聴力、疾病等について行う。

(外国において授与された免許状を有する者等の免許状授与の申請)
 第十一条 免許法第十八条の規定により免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与申請書に、第三条第一項第一号から第四号までに掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を添えて、授与権者に提出しなければならない。ただし、第三号から第五号までに掲げる書類は、必要ある者に限る。

- 一・二 (略)
- 三 外国において授与された免許状を有する者は、その免許状の写し又はその免許状の授与証明書
- 四・五 (略)

(旧令による教員免許状を有する者の免許状交付の申請)
 第十二条 施行法第一条第三項の規定により免許状の交付を受けようとする者は、教育職員免許状交付申請書(第二号様式)に、第三条第一項第一号から第四号までに掲げる書類のほか、旧令による教員免許状及びその写しを添えて、授与権者に提出しなければならない。

- 2・3 (略)

(書換又は再交付の申請)
 第十三条 免許法第十五条の規定により免許状の書換又は再交付を受けようとする者は、教育職員免許状書換又は再交付申請書(第三号様式)に、書換の場合にあつては戸籍抄本及び免許状を、再交付の場合にあつては戸籍抄本及び免許状(紛失した場合を除く。)を添えて授与権者に提出しなければならない。

第四章 人物及び身体の検定

(人物の検定)

第十八条 免許法第六条第一項及び第三項に規定する人物の検定は、受検者の性格、指導力、研究心、信頼性、協調性等について行う。

(身体の検定)

第十九条 免許法第六条第一項及び第三項に規定する身体の検定は、受検者の身長、体重、胸圍、視力、聴力、疾病等について行う。

第五章 有効期間の更新等の申請

第五章 削除

(有効期間の更新の申請)

第二十条 免許法第九条の二第一項の規定により、免許状の有効期間の更新を受けようとする者は、有効期間更新申請書(第十号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。ただし、第三号に掲げる書類は、必要ある者に限る。

第二十条 削除

一 免許状の写し、免許状の授与証明書、有効期間更新証明書又は有効期間延長証明書

二 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書

三 戸籍抄本

2 免許法第九条の二第二項の規定により、免許状更新講習の受講をしないで免許状の有効期間の更新を受けようとする者は、免許状更新講習受講免除による有効期間更新申請書(第十一号様式)に前項第一号及び第三号に掲げる書類のほか、青森県教育職員免許状更新講習の受講に関する規則(平成二十一年青森県教育委員会規則第 号。以下「更新講習受講規則」という。)第五条に定める表彰等を受けた者にあつては、その表彰状の写し等添えて、教育委員会に提出しなければならない。ただし、前項第三号に掲げる書類は、必要ある者に限る。

(新設)

(有効期間の延長の申請)

第二十一条 免許法第九条の二第五項の規定により、免許状の有効期間の延長を受けようとする者は、有効期間延長申請書(第十二号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。ただし、第三号に掲げる書類は、必要ある者に限る。

(新設)

一 免許状の写し、免許状の授与証明書、有効期間更新証明書又は有効期間延長証明書

二 免許状の有効期間の満了日までに免許状更新講習の課程を修了することが困難な事由があることを証する書類

三 戸籍抄本

(更新講習修了確認の申請)

第二十二条 平成十九年改正法附則第二条第二項の規定により、更新講習修了確認を受けようとする者は、更新講習修了確認申請書(第十三号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。ただし、第三号に掲げる書類は、必要ある者に限る。

(新設)

- 一 免許状の写し、免許状の授与証明書、更新講習修了確認証明書、平成十九年改正法附則第二条第三項第三号の確認証明書、修了確認期限延期証明書又は免許状更新講習免除証明書
- 二 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書
- 三 戸籍抄本

2 平成十九年改正法附則第二条第三項第三号の規定により、免許状更新講習の課程を修了した後二年二月の期間内にあることについての確認を受けようとする者は、修了確認期限経過後の免許状更新講習修了確認申請書(第十四号様式)に前項第一号から第三号までに掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。ただし、前項第三号に掲げる書類は、必要ある者に限る。

(修了確認期限の延期の申請)

第二十三条 平成十九年改正法附則第二条第四項の規定により、修了確認期限の延期を受けようとする者は、修了確認期限延期申請書(第十五号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。ただし、第三号に掲げる書類は、必要ある者に限る。

- 一 免許状の写し、免許状の授与証明書、更新講習修了確認証明書、平成十九年改正法附則第二条第三項第三号の確認証明書、修了確認期限延期証明書又は免許状更新講習免除証明書
- 二 修了確認期限までに免許状更新講習の課程を修了することが困難な事由があることを証する書類
- 三 戸籍抄本

(更新講習受講免除の認定の申請)

第二十四条 平成十九年改正法附則第二条第五項の規定により、免許状更新講習受講免除の認定を受けようとする者は、免許状更新講習受講免除申請書(第十六号様式)に第二十一条第一号及び第三号に掲げる書類のほか、更新講習受講規則第五条に定める表彰等を受けた者にあつては、その表彰状の写し等を添えて、教育委員会に提出しなければならない。ただし、同項第三号に掲げる書類は、必要ある者に限る。

(新設)

(新設)

(新設)

第六章 雑則

(免許状の授与又は交付の証明)

第二十五条 免許状の授与又は交付の証明を受けようとする者は、教育職員免許状授与又は交付証明申請書(第十七号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育職員免許状授与又は交付証明書は第十八号様式による

(有効期間更新証明書等の再発行の申請)

第二十六条 施行規則第六十一条の十又は平成二十年改正免許法施行規則附則第十五条の証明書の再発行を受けようとする者は、有効期間更新証明書等再発行申請書(第十九号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

(特別免許状及び臨時免許状の様式)

第二十七条 特別免許状及び臨時免許状は、第二十号様式による。

(免許教科以外の教科の教授担任許可)

第二十八条 免許法施行規則附則第十四項の規定により教育委員会に提出する申請書は、第二十一号様式による。

2 免許法附則第二項の規定に基づく免許教科以外の教科の教授担任許可は、教科外の教授担任許可書(第二十二号様式)により行う。

(特別非常勤講師の届出書)

第二十九条 特別非常勤講師の届出書(免許法施行規則第六十五条の十一の規定による届出書をいう)は、第二十四号様式による。

第六章 雑則

(免許状の授与又は交付の証明)

第二十一条 免許状の授与又は交付の証明を受けようとする者は、教育職員免許状授与又は交付証明申請書(第十号様式)を授与権者に提出しなければならない。

2 教育職員免許状授与又は交付証明書は第十一号様式による。

(免許状の返納)

第二十二条 免許法第十条第一項及び第十一条第四項の規定により失効した免許状を有する者は、返納命令書(第十二号様式)に定めるところにより、その免許状を返納しなければならない。

第二十三条 削除

(新設)

(特別免許状及び臨時免許状の様式)

第二十四条 特別免許状及び臨時免許状は、第十四号様式による。

(免許教科以外の教科の教授担任許可)

第二十五条 免許法施行規則附則第十四項の規定により授与権者に提出する申請書は、第十五号様式による。

2 免許法附則第二項の規定に基づく免許教科以外の教科の教授担任許可は、教科外の教授担任許可書(第十六号様式)により行う。

(特別非常勤講師の届出書)

第二十六条 特別非常勤講師の届出書(免許法施行規則第六十五条の八の規定による届出書をいう)は、第十八号様式による。

改
正
後

第2号様式(第12条関係)

年 月 日

青森県教育委員会 殿

生年月日 年 月 日

電話番号

教育職員免許状交付申請書

私は下記の教育職員免許状の交付について、関係書類を添えて申請します。

第1号様式(第3条関係)

年 月 日

青森県教育委員会 殿

生年月日 年 月 日

電話番号

教育職員免許状授与申請書

私は下記の教育職員免許状の授与について、関係書類を添えて申請します。

第2号様式(第12条関係)

年 月 日

青森県教育委員会 殿

生年月日 年 月 日

教育職員免許状交付申請書

私は下記の教育職員免許状を交付していただきたいので、関係書類を添えて申請します。

第1号様式(第3条関係)

年 月 日

青森県教育委員会 殿

生年月日 年 月 日

教育職員免許状授与申請書

私は下記の教育職員免許状を授与していただきたいので、関係書類を添えて申請します。

現
行

第8号様式（第5条関係）

身体に関する証明書				
(1)現在の健康状態	体 重	kg	(2)既往症	その他の疾病異常
	視 視 鏡	左()右()	(3)胸郭X線所見	
	きよう正	左()右()		
	聴 力			

第9号様式（第13条関係）

年 月 日

青森県教育委員会 殿

生年月日 年 月 日

電話番号

教育職員免許状 書換 再交付 申請書

私は下記の教育職員免許状の 書換 再交付 について、関係書類を添えて申請します。

改
正
後

第8号様式（第5条関係）

身体に関する証明書				
(1)現在の健康状態	体 重	kg	(2)既往症	その他の疾病異常
	視 視 鏡	左()右()	(3)胸郭X線所見	
	きよう正	左()右()		
	聴 力			

第9号様式（第13条関係）

年 月 日

青森県教育委員会 殿

生年月日 年 月 日

教育職員免許状 書換 再交付 申請書

私は下記の教育職員免許状を 書換 再交付 していただきたいので、別紙関係書類を添えて申請します。

現
行

第1号様式（第20条関係）

有効期間更新申請書

青森県教育委員会 様

年 月 日

氏名	性別	生年月日	年 月 日
職階（学級）	校・種別	種 別	
現住所	電話番号	FAX	

私は免許法所定事項の変更について、関係書類を添えて申請します。

1 更新する免許状

種 別	免許取得年	更新年月日	更新期間	免許状記載の氏名	免許状記載の姓名称

2 更新又は更新した免許状の種類

事 由	更新年	更新（更新）年月日	対象免許種
職務についての管轄校に于けるもの 変化、教育職種の異動及び学校の外 に於ける職務能力についての異動に 関する事項		年 月 日	
教員免許、生徒指導員の免許の取消 に関する事項		年 月 日	教・英・国 教・英・学 教・英・英

注1 再取得を旨とする場合には、押印を捺印することができず。

注2 「対象免許種」には、普通（初級級、小・中級、中・高、高等学校、特別支援学校の教員）に於ける免許である（「教」）、児童指導員免許に於ける免許である（「英」）、音楽指導員免許に於ける免許である（「国」）、社会福祉士（福祉に口開き記載することが可能）である。

注3 年齢の次ぎは、11歳（満年齢）4歳以上とする。

第9号様式（第3条関係）

年 月 日

青森県教育委員会 様

宣 誓 書

私は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条第1項第3号から第7号までに規定する者に該当しないことを宣誓します。

備考 教育職員免許法第5条第1項
3 成年被後見人又は被保佐人
4 禁錮以上の刑に処せられた者

（新設）

第9号様式（第3条関係）

年 月 日

青森県教育委員会 様

宣 誓 書

私は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条第1項第4号から第7号までに規定する者に該当しないことを宣誓いたします。

備考 教育職員免許法第5条第1項
4 禁錮以上の刑に処せられた者

改

正

後

現

行

第1号様式（第2の2条第2項）

有効期間延長申請書

株式会社 〇〇〇

年 月 日

（法人印）	発行者	年 月 日
代表取締役	職 名	
〒	電話番号	〒

茲は有効期間の満了期限の 年 月 日までの経過について、関係書類を添えて申請します。

記

1 延長事由

（ 年 月 日～ 年 月 日）

2 維持する免許状

種 別	免許状番号	発付年月日	種別番号	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

3 延長後の有効期間 年 月 日

（説明責任人欄）

上記の事項、報告事項及び申請書類第1条の2に該当する事項は、記載することを要する。

年 月 日

発 行 者

- 注1 申請書の氏名と自署する署名については、捺印を要することである。
注2 掲載の女子名は、日本工業規格A4規格とする。

第2号様式（第20条第2項）

免許状更新申請書（免許状の更新）

株式会社 〇〇〇

年 月 日

（法人印）	発行者	年 月 日
代表取締役	職 名	
〒	電話番号	〒

茲は免許状更新申請書の提出期限に上る免許状の更新期間の経過について、関係書類を添えて申請します。

記

1 更新事由

2 更新する免許状

種 別	免許状番号	発付年月日	種別番号	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

（説明責任人欄）

上記の事項、報告事項及び申請書類第5条の4に該当する事項は、記載することを要する。

年 月 日

発 行 者

- 注1 申請書の氏名と自署する署名については、捺印を要することである。
注2 掲載の女子名は、日本工業規格A4規格とする。

改 正 後

（新設）

（新設）

現 行

削除

改正後

第12号様式(第22条関係)

返納命令書

東京都教育委員会 様

年 月 日

【送附先】 氏名	送附日付	年 月 日
施設(学校) 校-施設	課 長	
居住所	電話番号	〒

右は本府が返納命令の送附を命じたことに関するもので、関係書類を添えて申請します。

1 送附する返納品

種 類	送附品番号	送附年月日	送附様式	送附先に記載 の氏名	送附先に記載 の本籍地

2 送附元の返納しなさい返納品

事 由	送附先	返り(送附)年月日	送附品番号
送附についての返納並びに子どもの 変化、教育経済の動向及び学校の内外 における送附品点についての増減に 関する事項		年 月 日	
送附品等、送附品等その送附品の上記 記載する事項		年 月 日	送・書・図
		年 月 日	送・書・図
		年 月 日	送・書・図

- 注1 氏名を記載する欄については、別名を記載することがある。
- 注2 「送附先送附先」は、幼稚園(幼稚園)、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の施設に送附する送附品であれば「送」、児童福祉施設等に送附する送附品であれば「送」、児童福祉施設等に送附する送附品であれば「送」、送附品を本人(送附品)に送附することも可能)とする。
- 注3 送附の先は、日本に送附する場合は送附先を4桁以上とする。

第十三号様式 削除

第12号様式(第22条関係)

返 納 命 令 書

現 行

第1-A号様式(第2-A条関係)

附了権限取得届出申請書

代表取締役等 氏 名

年 月 日

氏 名	年 月 日	年 月 日
資格	種 別	
住所	電話番号	郵便番号

右記附了権限取得の 年 月 日までの経過について、関係書類を添えて申請します。

1 届出事項 (年 月 日～ 年 月 日)

2 取得する権限

種 別	取得対象者	取得年月日	届出種別	先許状に記載の氏名	先許状に記載の本籍地

3 届出目的等詳細説明 年 月 日

【届出者記入欄】

上記の件は、取締役員先許状発行規則の一例を改正する等(平成20年改正附了権限取得等)規則第7条第1項に該当する事案に該当することを証明する。

年 月 日

届 出 者 印

- ※1 申請者が両名を必要とする場合において、押印を留保することができます。
- ※2 差額の大きさは、日本工営製紙A4製紙とす。

第1-A号様式(第2-B条関係)

附了権限取得届出後の先許状更新届出申請書

代表取締役等 氏 名

年 月 日

氏 名	年 月 日	年 月 日
資格	種 別	
住所	電話番号	郵便番号

右記先許状更新届出の届出を完了してから2年2月の期間内にあることの経過について、関係書類を添えて申請します。

1 取得する先許状

種 別	先許状番号	取得年月日	届出種別	先許状に記載の氏名	先許状に記載の本籍地

2 更新又は延長した先許状更新届出

事 由	届出者	更新(更新)年月日
届出についての届出事項に予びもれ又は、先許状更新の届出及び申請の内外に於ける諸員及びその関係に関する事項		年 月 日
住所変更、先許状更新の届出書の記載に基く事項		年 月 日
		年 月 日

- ※1 両名を必要とする場合において、押印を留保することができます。
- ※2 差額の大きさは、日本工営製紙A4製紙とす。

(新設)

(新設)

第17号様式（第25条関係）

年月日

青森県教育委員会 殿

生年月日 年 月 日

電話番号

教育職員免許状（授与
交付）証明申請書

下記の教育職員免許状の（授与
交付）証明書の交付について申請
します。

記

所持免許状			証明書の枚数
種類	番号	授与 交付 年月日	
		年月日	
		年月日	
		年月日	
		年月日	

注 略

第18号様式（第24条関係）

免許状更新講習受講記録証明申請書

青森県教育委員会 殿

年月日

(4-1 氏名)	姓 名	氏名漢字	姓 名
性別	男	女	
所属区・種別	職 名		所属校
所在地	電話番号	所属校	

本は免許状の更新講習受講記録に基づいて、受講記録を添えて申請します。

- 1 受講申込
2 交付する受講記録

所属	免許状番号	更新年月日	授与種別	受講記録記載 の科目	免許状に記載 の受講校

（証明書記入欄）

本記の書は、教育職員免許状更新記録の一書を作成する法令（平成20年学校教育法第41条第1項第1号）に基づいて作成する。

年月日

基 礎 書 籍

注1 申請書が氏名を自署する場合には、片押を省略することができます。
注2 消滅の日を記入し、日中に更新年を記入する。

第19号様式（第21条関係）

年月日

青森県教育委員会 殿

生年月日 年 月 日

電話番号

教育職員免許状（授与
交付）証明申請書

下記の教育職員免許状の（授与
交付）証明書を交付くださるよう
申請します。

記

所持免許状				証明書の枚数
種類	番号	授与 交付 年月日	授与種別	
		年月日		
		年月日		
		年月日		
		年月日		

注 略

（新設）

改 正 後 現 行

第14号様式（第25条関係）

特別支援教育計画書等再発行申請書

教育委員会 様

年 月 日

（印字用） 氏 名	学年及び 年 月 日
所属（学校）名・職名	教 員
現住所	電話番号 支庁名

下記の事項の再発行についてお尋ねします。

- 再発行を申請する理由書（該当する理由事項を□印で記入してください）
 - 有効期間が満了した
 - 有効期間延長申請書
 - 変更申請書了後再発行
 - 教育職員免許状及び特別支援教育計画書の同一者である旨の申請（申請18号様式第9条の1）
届出第2号第3項第2号の申請書
 - 届了後再発行申請書
 - 免許状更新講習修了後再発行
- 届出及び届出修正届出書の発行年月日 年 月 日
- 申請の理由
- 若しくは免許状

種 別	届出番号	届出年月日	届出種別	免許状に記述 の氏名	免許状に記述 の支庁名

□ 免許状の申請期間の末日が7日以下終了後再発行 年 月 日

※ 訂正のみの場合は、原本と添付資料4冊以上とする。

第18号様式（第25条関係）

教育職員免許状（授与・交付）証明書

免許状種別		
種 別		
特別支援教育領域		
免許状番号		
(授与・交付)年月日		
追加した特別支援教育 領域及び追加年月日	特別支援教育領域	追加年月日
授 与 条 件		
有効期間 終了後更新期限		

第11号様式（第21条関係）

教育職員免許状（授与・交付）証明書

種 別	
番 号	
種 別	
特別支援教育領域	
(授与・交付)年月日	
授 与 条 件	

（新設）

改

正

後

現

行

第21号様式（第28条関係）

青森県教育委員会 殿

教科外の教授担任許可申請書

下記の教科外の教授担任許可について申請します。

第21号様式（第28条関係）

（表紙の1）

（教育職員）（特別）免許状

本籍地
氏名

（裏紙の11）

（教育職員）免許状

本籍地
氏名

第15号様式（第25条関係）

青森県教育委員会 殿

教科外の教授担任許可申請書

下記のとおり許可くださるよう申請します。

第14号様式（第21条関係）

（表紙の1）

（教育職員）（特別）免許状

本籍地
氏名

別印

（裏紙の11）

（教育職員）免許状

本籍地
氏名

別印

第23号様式（第7条関係）

年 月 日

推 薦 書

青森県教育委員会 殿

推薦者

印

下記の者の特別免許状の授与について推薦します。

第22号様式（第28条関係）

教科外の教授兼任許可書

改
正
後

第17号様式（第7条関係）

年 月 日

推 薦 書

青森県教育委員会 殿

推薦者

印

下記の者に、特別免許状を授与くださるよう推薦します。

第18号様式（第26条関係）

教科外の教授兼任許可書

現
行

第24号様式（第29条関係）

（表紙）

年 月 日

特別非常勤講師届出書

青森県教育委員会 宛

届出者 団

下記の者について、教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第65条の11の規定に基づき、特別非常勤講師の届出をします。

第18号様式（第26条関係）

（裏面）

年 月 日

特別非常勤講師届出書

青森県教育委員会 宛

届出者 団

下記の者について、教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第55条の8の規定に基づき、特別非常勤講師の届出をします。

改
正
後

現
行

青森県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後 現行 (傍線の部分は改正部分)

<p>附 則 (平成十七年青森県教育委員会規則第四号)</p> <p>1 (施行期日)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成十六年文部科学省令第三十一号)附則第二條第一項及び第二項の規定により、特別支援学校自立教科教諭の理学療法法の普通免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与申請書に、第三條第一項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、有することを必要とする免許状の写し又は免許状の授与証明書及び理学療法士免許又は医師免許を受けていることの証明書を添えて、教育委員会に提出しなければならない。ただし、免許状の写しについては、教育委員会から授与された免許状を所持する者に限る。</p> <p>3 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成十六年文部科学省令第三十一号)附則第二條第三項の規定により、特別支援学校自立教科教諭の理学療法法の普通免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与申請書に、前項に規定する書類のほか、実務に関する証明書を添えて、教育委員会に提出しなければならない。</p>	<p>附 則 (平成十七年青森県教育委員会規則第四号)</p> <p>1 (施行期日)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成十六年文部科学省令第三十一号)附則第二條第一項及び第二項の規定により、盲学校特殊教科教諭の理学療法法の普通免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与願に、第三條第一項第一号から第四号までに掲げる書類のほか、有することを必要とする免許状の授与証明書又は免許状の写し及び理学療法士免許又は医師免許を受けていることの証明書を添えて、授与権者に提出しなければならない。ただし、免許状の写しについては、授与権者から授与された免許状を所持する者に限る。</p> <p>3 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成十六年文部科学省令第三十一号)附則第二條第三項の規定により、盲学校特殊教科教諭の理学療法法の普通免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与願に、前項に規定する書類のほか、実務に関する証明書を添えて、授与権者に提出しなければならない。</p>
--	---

議案第五号

青森県教育職員免許状更新講習の受講に関する規則案

青森県教育職員免許状更新講習の受講に関する規則を次のように定める。

青森県教育職員免許状更新講習の受講に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号。以下「免許法施行規則」という。）第六十一条の四第二号、第四号及び第五号、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年文部科学省令第九号。以下「改正免許法施行規則」という。）附則第三条第二号及び第三号並びに附則第十条第一項第二号、第四号及び第五号並びに免許状更新講習規則（平成二十年文部科学省令第十号。以下「更新講習規則」という。）第九条第一項第二号及び第三号の規定に基づき、免許状更新講習の受講に関し、必要な事項を定めるものとする。

(免許状更新講習を受講できる者)

第二条 更新講習規則第九条第一項第二号に掲げる免許管理者が定める者は、公立の学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。以下同じ。）の教育職員として任命された者のうち、次の各号に掲げる者とする。

一 異動により教育職員でなくなった者で、当該異動後引き続き県又は市町村の教育委員会等において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事しているもの

二 前号に掲げる者に準ずる者で、免許状更新講習を受講できることとすることが適当であると免許管理者が認めるもの

2 更新講習規則第九条第一項第三号に掲げる免許管理者が定める者は、次の各号に掲げ

る者とする。

一 公立の学校の教育職員として任命された者のうち、次に掲げる者

イ 国、県若しくは市町村又は更新講習規則第九条第一項第三号イ、ロ若しくは二に掲げる法人（以下イにおいて「国等」という。）への異動により教育職員でなくなった者で、当該異動後引き続き国等の職員として学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事しているもの

ロ イに掲げる者に準ずる者で、免許状更新講習を受講できることとすることが適当であると免許管理者が認めるもの

二 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人（以下「学校法人」という。）のうち、学校を設置する学校法人の理事で、教育職員として勤務したことがある者

（免許状更新講習の修了確認を受ける義務を課される者）

第三条 改正免許法施行規則附則第三条第二号に掲げる免許管理者が定める者は、公立の学校の教育職員として任命された者のうち、次の各号に掲げる者とする。

一 異動により教育職員でなくなった者で、当該異動後引き続き県又は市町村の教育委員会等において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事しているもの

二 前号に掲げる者に準ずる者で、免許状更新講習を受講する必要があると免許管理者が認めるもの

2 改正免許法施行規則附則第三条第三号に掲げる免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一 公立の学校の教育職員として任命された者のうち、次の各号に掲げる者

イ 県若しくは市町村又は国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人（以下イ及び第四条第三項第一号イにおいて「県等」という。）への異動により教育職員でなくなった者で、当該異動後引き続き県等の職員として学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事しているもの
ロ イに掲げる者に準ずる者で、免許状更新講習を受講する必要があると免許管理者が認めるもの

二 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校を設置する学校法人の理事で、教育職員として勤務したことのある者

（免許状更新講習の受講を免除できる者）

第四条 免許法施行規則第六十一条の四第二号及び改正免許法施行規則附則第十条第一項第二号に掲げる免許管理者が定める者は、公立の学校の教育職員として任命された者のうち、次の各号に掲げる者とする。

一 異動により教育職員でなくなった者で、当該異動後引き続き県又は市町村の教育委員会等において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事しているもの

二 前号に掲げる者に準ずる者で、免許状更新講習を受講する必要があると免許管理者が認めるもの

2 免許法施行規則第六十一条の四第四号に掲げる免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一 公立の学校の教育職員として任命された者のうち、次に掲げる者

イ 国、県若しくは市町村又は免許法施行規則第六十一条の四第四号イ、ロ若しくはロ若しくはロに掲げる法人（以下イにおいて「国等」という。）への異動により教育職員でな

くなつた者で、当該異動後引き続き同等の職員として学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事しているもの

ロ イに掲げる者に準ずる者で、免許状更新講習を受講する必要がないと免許管理者が認めるもの

二 学校を設置する学校法人の理事で、教育職員として勤務したことがある者

3 改正免許法施行規則附則第十条第一項第四号に掲げる免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一 公立の学校の教育職員として任命された者のうち、次に掲げる者

イ 県等への異動により教育職員でなくなつた者で、当該異動後引き続き県等の職員として学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事しているもの

ロ イに掲げる者に準ずる者で、免許状更新講習を受講する必要がないと免許管理者が認めるもの

二 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校を設置する学校法人の理事で、教育職員として勤務したことのある者

(免許状更新講習の受講を免除できる表彰等)

第五条 免許法施行規則第六十一条の四第五号及び改正免許法施行規則附則第十条第一項第五号に規定する免許管理者が指定する表彰等は、文部科学大臣若しくは青森県教育委員会が行う表彰又はこれらの表彰に準ずるものとして免許管理者が認めるもので、普通免許状若しくは特別免許状の有効期間の満了の日又は修了確認期限までの十年の期間内に行われたものとする。

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

提案理由

平成二十一年四月からの教員免許更新制に係る免許状更新講習規則等の関係省令に基づき、免許状更新講習の受講に関し、必要な事項を定めるため提案するものである。